

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和44年12月に会社を退職した時、当時住んでいたA町役場の職員から、「老後の年金受給のために大切だから国民年金に加入するように」と勧められ、すぐに国民年金に加入し、保険料を納付してきた。その後、再び45年に厚生年金保険に加入し、46年3月に結婚、退職した後は同居していた義母と一緒に国民年金保険料を納付してきた。

平成20年に年金特別便が届き、加入月数と納付月数が違うことに気付き、B社会保険事務所で確認したら、未納期間があることが分かった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、申立人は、申立期間②以降の国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付しており、後記の国民年金手帳払出時以降の申立人の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立期間②当時、申立人と同居し、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母は、昭和36年4月以降未納無く国民年金保険料を納付し、付加保険料も納付していることから、同じく納付意識は高いものと考えられる。

さらに、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したとする記憶は無いとしているものの、申立人の居住するC町を管轄するB社会保険事務所で申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月20日に払い出されており、C町の国民年金被保険者名簿によると、同年同月に申立期間②の直前の47年4月から48年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できることから、そ

の直後の申立期間②に係る国民年金保険料についても、納付意識の高い申立人又はその義母は納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は昭和46年4月の結婚に伴い、A町からC町に転居しているが、44年12月にA町を管轄するD社会保険事務所で払い出された国民年金手帳記号番号による社会保険庁の国民年金被保険者台帳では、転居当時の住所が変更された記録が無く、行政側（社会保険事務所及び市町村）は、46年4月以降の申立人の居所を、54年8月に住所の変更が確認できるまで把握できていなかったことから、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立期間①については、昭和49年3月にC町を管轄するB社会保険事務所で払い出された国民年金手帳記号番号では、時効により保険料を過年度納付することができない期間であり、申立人には特例納付をしたことについての具体的な記憶も無いことから、申立人は、C町で払い出された国民年金手帳記号番号でも申立期間①に係る国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の国民年金の加入手続は、国民年金制度の発足当時、母が姉の加入手続と一緒に行ってくれ、昭和37年4月から私が結婚するまでの保険料も母が納付してくれていた。

その後、過去の未納保険料を納付できる制度を利用して、私と二人の姉の昭和36年4月から37年3月までの保険料を母がすべて納付してくれたと聞いていたが、社会保険庁の記録によると、私だけが未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳を迎える47年*月までの間、国民年金保険料を完納している上、申立人の二人の姉の国民年金保険料についても、36年4月からそれぞれが60歳を迎えるまでの間、未納とすること無く納め続けていることが確認でき、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人の二人の姉に係る昭和36年度(12か月分)の国民年金保険料は、昭和50年12月15日に第2回目の特例納付により納められていることが確認できる上、申立人の姉(次女)も、母親から、申立人を含む姉妹3人分の、昔納めることができなかった国民年金保険料をまとめて納付したと聞いた記憶があるとしていることから、50年当時、申立人が結婚し、申立人の母親及び二人の姉とは同居していなかったとは言え、申立人の昭和36年度分の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の母親及び二人の姉が居住していたA市の市役所によると、

現年度の納付書に限らず、特例納付等の過年度納付書についても発行しており、国民年金手帳記号番号が分かっていた場合には、同市以外の居住者であっても特例納付書を発行していた可能性は否定できないとしていることから、申立人の母親が当時、B市に居住していた申立人に係る特例納付書を入手し、申立期間の国民年金保険料を特例納付できる状況にあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの期間及び44年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から44年3月まで
② 昭和44年7月

私は、高校卒業後、昭和41年6月からA社に勤務していた。しかし、当該事業所は、申立期間当時はまだ厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、亡父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

母からは、「父親が、姉と妹の国民年金についても20歳から加入手続し、保険料を納付しているはずだ。」と聞いており、跡取りである私の保険料だけを納付していないとは考えられないので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月24日に払い出されているものの、申立人が所持する国民年金手帳には「44年4月1日発行」と記載されている。このことについて、社会保険事務局は、「昭和42年5月24日付けで多くの国民年金手帳記号番号の払出しがあることからみて、同日は手帳を作成した日であり加入手続を行った時期とは異なる。」と説明していることから、実際の加入手続は44年4月1日ごろであったものと推認できる。また、申立人の父親及び姉の国民年金手帳記号番号は、申立人と同じ42年5月24日に払い出されていることからみて、申立人の父親は、44年4月1日ごろに申立人を含む家族の国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

申立期間①については、上記のとおり加入手続を行った昭和44年4月より

も前の期間ではあるものの、申立人の父親及び姉の当該期間に係る保険料が過年度及び特例納付により納付されていることが確認できるため、同様に加入手続を行った申立人の保険料についても、申立人の父親が過去にさかのぼって納付していたものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳に、市役所出張所による「資格喪失」の押印（ゴム印）及び「昭和44年8月1日」の記載があることから、申立人の父親は、44年8月からの厚生年金保険への加入のため、同市役所出張所の窓口で、国民年金被保険者資格喪失の手続を適正に行っていることが推認できる。また、市役所は、窓口で資格喪失手続が行われた際、それまでの期間の国民年金保険料が納付組織により徴収できていない場合には、窓口で徴収していたとしていることから、申立人の父親は、資格喪失手続の際に44年7月分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年12月まで
② 昭和51年1月から53年8月まで
③ 昭和53年9月から54年3月まで

厚生年金保険の被保険者であった会社を退職後、母親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していました。結婚後は、申立期間を含め、納付書が送られてくるので、自分自身でA市役所出張所において、納付書により現金で納付し、納付書に領収印を押してもらった。田舎で近くに金融機関が無かったので、子供を連れて行ったこと、その時はまだ若く、生活に余裕があったわけではないが、母が納めていてくれたのを続けようと大変な思いで納めていたことを覚えている。私の夫も、納付書などが送られてきたら、そのままにしておくことを嫌ったので、納付書が送られてきたものについては必ず納付していた。申立期間について、未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自宅に送られてきた納付書により、A市役所出張所において、国民年金保険料を納付したとしているところ、同市の収滞納一覧表によれば、当該期間について、申立人が納付書を発行すべき対象者とされていたことが確認できる上、社会保険庁の記録によれば、申立人が結婚に伴い自分自身で国民年金保険料の納付を開始したとする昭和49年1月から申立期間①の直前である50年3月までの期間が納付済みであり、申立人が主張する納付方法についても、当時の同市の取扱いと一致することから、当該期間について申立人が国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間②のうち、昭和53年4月から53年8月までの期間及び申立期間③については、A市の被保険者名簿により、申立人が53年9月にB市からA市に転入した記録が確認できるとともに、同市の収滞納一覧表により、同年4月にさかのぼって納付書が発行されたことが確認できる上、申立期間③の直後である昭和54年度の社会保険庁のオンライン記録が、平成20年4月に、A市の収滞納一覧表の記録に基づき、「未納」から「納付済み」に訂正された経緯があるなど、申立人に係る社会保険庁の記録管理に不備が認められることから、当該期間について申立人が国民年金保険料を納付していたとするのが自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和51年1月から53年3月までの期間については、申立人がB市に居住していた期間であるが、社会保険庁の記録に加えて、B市においても、申立人に係る被保険者名簿、国民年金納付記録及び手続関係資料に該当する記録が確認できない上、申立人が所持する国民年金手帳にもB市への転入についての記載が無く、B市における手続や納付方法に関する申立人の記憶も曖昧であり、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

申立期間は、A市から現住所のB市に転居した昭和41年12月27日以降のことで、当時の納付方法について明確には覚えていないが、B市役所へ行き、納付していたと記憶している。43年4月から44年3月までについては、一括で納付したように記憶している。申立期間前後の領収書は所持しているため、申立期間についても納付しているはずであり、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の手續に関し、昭和46年4月5日に転入受付と記録されているところ、当該期間の直前である45年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料が転入受付日と同日に納付されている上、申立期間②以降は定期的に現年度納付されていることが確認できることから、申立期間②についてもB市により納付書が発行されたものと考えられ、当該6か月の期間のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の戸籍附票によると、申立人は、昭和41年12月にA市からB市に転入していることが確認できるものの、国民年金の手續に関しては、上記の国民年金被保険者名簿によると、46年4月5日に転入受付と記録されており、この時点において、申立期間①は一部時効により国民年金保険料を納付で

きない期間となる。

さらに、申立人は、B市に転居した以降、社会保険事務所で国民年金保険料をまとめて納付したことが一度あるとしているところ、申立人が所持している領収書により、昭和45年3月に昭和41年度及び42年度の国民年金保険料を一括で納付していることが確認できるものの、申立期間①の納付については確認することはできない上、申立人には、申立期間①について、B市に転居後、別途、A市で国民年金保険料を現年度納付した記憶も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、老後は「健康と年金が頼り」との思いで、自ら進んで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し続けてきた。ところが、今回の「ねんきん特別便」で、私の年金記録に未納期間があることを知らされた。この期間は、A市に住んでいたころのことで、当時、集金人さんに国民年金保険料を欠かさず納付していたのに、この期間だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、自宅を訪れていた集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A市では、申立期間当時、戸別徴収制度により国民年金保険料を収納しており、申立人の主張と一致している。

さらに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年3月まで
昭和36年4月から夫婦で国民年金に加入し保険料を納付していたが、47年に妻を亡くし、保険料を納めなくなった。しかし、55年にA市から連絡を受け、まとめて保険料の納付ができることを知ったので、市役所で手続きをし、近所の銀行で2回に分けて保険料を納付し、その後は未納無く60歳になるまで納付した。

平成20年に社会保険庁から年金特別便が送られてきて、約3年間は未納とされていることが分かった。当時の領収書は今では無いが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、特例納付等により間隔を開けることなく2回にわたり国民年金保険料を納付したとしているところ、昭和55年6月ごろに第3回特例納付により納付したものと確認できる申立期間の直前の49年1月から同年12月までの期間及び過年度納付と現年度納付により納付したものと確認できる申立期間の直後の53年4月から55年6月までの期間の保険料額に加え、申立人がさかのぼって納付したと主張する申立期間に係る特例納付金額の合計が、申立人の記憶している2回に分けて納付した保険料額の合計とおおむね一致することから、申立人の主張には信ぴょう性がうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和50年代当時は店に勤めており、その当時の業界は競争も少なく、給料及び賞与は十分にもらっていたとしており、保険料を納付するのに十分な資力があつたことが推認でき、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していたと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和49年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年10月から同年12月までの標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年1月1日まで

A社とB社が合併してから退社するまでの3か月間が抜けています。国民年金手帳の印紙検認記録に抜けている3か月間は不用というゴム印が押してあります。証明になりますか。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社(現在は、D社)が保管する社員台帳の記録から、申立人の同社E支店における退職日は昭和48年12月31日であり、申立期間である同年10月1日付けで本俸の改訂記録もあることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していることが確認できる。

また、元同僚5人が、申立人が申立期間に在籍していたことを証言している上、元同僚が所持している平成13年に開催されたOB、OG会名簿には、申立人の勤務期間は、昭和46年4月から48年12月までと記載されている。

さらに、A社は昭和48年10月1日に厚生年金基金の設立事業所であるB社と合併したことにより、旧A社の社員は同日に厚生年金基金加入員となることから、申立人が当時加入していたC社厚生年金基金業務を引き継いでいるD社企業年金基金が保管する厚生年金基金記録では、48年10月1日資格取得、49年1月1日資格喪失となっていることから、申立期間の記録が確認できる。

加えて、当時の届出様式は社会保険事務所に提出するものと厚生年金基金に提出するものが複写式となっていることから、社会保険事務所への届出のみを

失念することは考え難い上、D社によると、申立てどおりの届出を行い、申立期間の保険料を納付したと回答している。

そのほか、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票によると、申立人については、資格喪失日が昭和48年10月1日である旨の記載があるにもかかわらず、同日付で定時決定の記録が記載されている上、同原票の種別欄にはすべて「⑥」（第2種基金加入者）のゴム印が押印されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和49年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年10月のC社の社会保険事務所の記録及び厚生年金基金記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成6年2月から同年10月までは38万円、同年11月から7年9月までは32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年10月1日まで

昭和36年6月から平成9年12月までA社に勤務しましたが、平成6年2月から7年9月までの厚生年金保険の記録が抜けています。その間も給与から保険料が控除されていたので、記録が無いのは納得できません。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の証言及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して、勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、平成6年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険庁の記録では、A社は、平成6年2月1日に一度、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、再度7年10月1日に適用事業所となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成7年9月8日付けで遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できる上、同日付で複数の従業員についても同様に遡及^{そきゅう}喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間20か月のうちの6か月分の給与明細書を所持しており、当該月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる上、元事業主の供述等から、申立期間において勤務状況に変わりはなく、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、

当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年2月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人が継続して勤務していたことを踏まえ、申立人の被保険者資格喪失日は、再度資格取得をしている日である7年10月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成6年2月から同年10月までは38万円、同年11月から7年9月までは32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和35年10月にA社D工場に入社し、一時系列会社への出向はあったものの、45年3月までの間、継続してA社において勤務していたが、40年3月1日付けで同社C出張所勤務となった際の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和35年10月4日から45年3月5日までの間、同社に継続して勤務し（40年3月1日にA社本社から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年4月のA社C出張所に係る社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人が申立期間においても継続して勤務していることから、厚生年金保険料についても、申立人の給与から継続して控除していたものと思料するが、申立人の厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の書類が現存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、納付したか否かは明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成11年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月28日から同年5月1日まで

平成11年4月30日に退職したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年4月28日になっている。給与明細書のとおり、同年4月分の厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失日を同年5月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者名簿及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録により、申立人の退職日は平成11年4月28日となっているが、雇用保険の記録、給与明細書及び複数の元同僚の供述により、申立人は、A社に10年4月1日から11年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成11年4月28日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年4月分の保険料について、納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年7月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月23日から同年10月1日まで

平成9年6月23日から同年9月30日までの期間、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していた。厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を添付するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年7月1日から同年10月1日までの期間については、健康保険組合における健康保険及び厚生年金基金の記録並びに給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成9年6月23日から同年7月1日までの期間については、給与明細書を見ると、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、同年6月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和36年10月2日にC社に入社したが、同社は、42年12月1日にA社に吸収され、その後も継続して勤務した。

昭和43年6月1日には、A社B工場から本社D営業所に転勤したが、社会保険庁の記録によると、転勤直前の同年5月分の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している社内広報（同社における辞令が記載されたもの）及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の同社B工場における資格喪失日が昭和43年6月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A社が保管する申立人の昭和43年6月1日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から52年3月まで

私の妻は、結婚した翌月の昭和47年11月に、既に国民年金に加入していた私の母親や、母親の国民年金保険料の集金に来ていた市役所の職員に勧められて、夫婦の国民年金の加入手続を行った。その時、妻はオレンジ色の国民年金手帳を受け取り、今でも保管している。

妻は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、金融機関で納付していた記憶は無く、集金人に納付していたと思うとしている。領収書は紛失してしまったようだ。

しかし、妻は結婚してすぐに国民年金保険料を納付してきたと記憶しているので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の後の昭和52年6月15日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人夫婦は、過去にさかのぼって保険料を納付したとは主張していない。

また、昭和47年ごろに、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金の加入手続を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、現在所持しているオレンジ色の国民年金手帳を、昭和47年11月の国民年金加入時に受け取ったとしているが、社会保険事務局によると、オレンジ色の国民年金手帳は49年11月以降に使用していたとしており、申立人の妻の記憶と相違する。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から52年3月まで

私は、結婚した翌月の昭和47年11月に、すでに国民年金に加入していた義母や、義母の国民年金保険料の集金に来ていた市役所の職員に勧められて、夫婦の国民年金の加入手続を行った。その時、オレンジ色の国民年金手帳を受け取り、今も保管している。

申立期間に係る国民年金保険料については、金融機関で納付していた記憶は無く、集金人に納付していたと思うが、当時の領収書は紛失してしまった。

しかし、私は結婚してすぐに国民年金保険料を納付してきたと記憶しているので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の後の昭和52年6月15日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人夫婦は、過去にさかのぼって保険料を納付したとは主張していない。

また、昭和47年ごろに、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金の加入手続を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持しているオレンジ色の国民年金手帳を、昭和47年11月の国民年金加入時に受け取ったとしているが、社会保険事務局によると、オレンジ色の国民年金手帳は49年11月以降に使用していたとしており、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から63年3月まで

父が「20歳になったのだから国民年金に加入しなさい。」と言って、父が市役所に行って私の国民年金の加入手続きを行い、同時に年払いで保険料を納付してくれました。領収書は、処分してしまいましたが、国民年金手帳に資格を取得した日として、昭和60年5月22日の記載があり、立派な証拠になると思います。納付の記録が無いというのは、納付できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付をしていたとしており、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与していないとしている。

また、申立人の父親は昭和60年5月に、申立人に係る国民年金の加入手続きを行った際に、同時に国民年金保険料を前納したとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の基礎年金手帳記号番号は、63年6月28日に払い出されており、同年5月から翌年3月までの期間の国民年金保険料を前納していることが確認できることから、このころに加入手続きが行われたものと推認され、申立人の父親の証言とは相違がみられる上、申立人は年金手帳について、現在所持する一冊しかなかったとしていることから、63年6月以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立人の父親には過年度納付をした記憶も無い。

加えて、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月、48年2月から同年5月までの期間並びに49年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月
② 昭和48年2月から同年5月まで
③ 昭和49年9月及び同年10月

昭和51年10月、結婚を機にA市に住むこととなり、国民年金の再加入の手續と一緒に、結婚以前の厚生年金保険加入期間以外の国民年金の未納期間の分を11月末ごろに^{さかのぼ}遡ってまとめて納付した。その時、市の担当者が「未納の穴埋めは完了しました。」との会話に安心していた。しかし、国民年金保険料納付記録照会についての回答にて確認すると、一部の期間が免除のままとなっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金関係届を見ると、社会保険庁の記録上追納となっている昭和44年4月から45年4月までの期間における納付書を交付した旨の記載は確認できるものの、申立期間における納付書を別途発行した旨の記載は見当たらない上、申立人の国民年金保険料に関する社会保険庁の記録によると、平成20年3月31日までは申立期間を含む昭和45年5月から51年7月までの期間は国民年金の未加入期間として認識されており、それぞれの申立期間については、行政が国民年金保険料を収納する手続を行えなかったことが推認される。

また、社会保険庁の記録によると、平成20年3月31日付けで、申立人に係る国民年金の加入記録と厚生年金保険の加入記録の統合が行われたことにより、それぞれの申立期間が未加入期間から免除期間へ変更されていることが確

認できる上、その時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を追納することもできないため、納付書が社会保険事務所から別途発行されていたとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から41年1月までの期間及び42年11月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から41年1月まで
② 昭和42年11月から50年3月まで

母親の厚生年金保険の加入期間が20年に満たず、受給できなかったこともあって、私は年金に注意を払ってきた。申立期間については、親の勧めもあり、20歳になるとすぐに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し始めたことを記憶している。

昭和50年ごろから外国に住んだが、その間も未納無く納付しており、外国に行く前の期間について納付していないとは考え難い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の年金手帳記号番号が払い出され、加入手続を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和53年3月29日に過年度納付が可能な申立期間②の直後の昭和50年度及び51年度の国民年金保険料を一括で納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法についての記憶も定かでない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

平成14年1月か2月ごろに送られてきた平成4年度分の追納の勧奨ハガキを仕舞ったままにしていたと、私が気がついた時は、同年の3月28日か29日で、納付期限から1日か2日過ぎていた。あわてて直接、社会保険事務所の窓口に行き、男性の職員に「日にちが過ぎていますが、いいですか?」と尋ねると、「間に合いますよ。大丈夫ですよ。」と言われたので、16万円を支払い千円か2千円のお釣りと手書きの領収書を受け取ったのに、4年度分が免除期間のままというのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年1月か2月ごろに平成4年度分の免除期間追納勧奨ハガキが送られてきて、社会保険事務所で納付したとしているが、社会保険事務所の申立期間に係る追納勧奨状を発行するための事務処理計画書の入力帳票によると、申立期間の国民年金保険料を追納したとする14年の勧奨対象者は生年月日が昭和17年1月生まれ以降の59歳までの者であり、申立人は60歳に到達していたため、追納勧奨状の作成及び送付対象者ではなかったことが確認できる上、申立期間に係る追納勧奨状は、平成13年11月ごろには発送していたとしていることから、申立人の主張と相違する。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間に係る免除期間の追納申出及び追納納付書の発行を行ったとする記録が無いことが確認できる上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、社会保険庁によると、申立期間に係る平成4年度分の免除追納額は17万3,520円となるとしていることから、追納額を16万円弱であったとしている申立人の記憶に曖昧^{あいまい}が見受けられる上、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年3月まで

申立期間において、私は、A市に住んでいたが、そこでは国民年金の手続や国民年金保険料の納付は行っていなかった。しかし、その後に転居したB市で、娘が小学校に入学してから、義理の母が、「私は国民年金の保険料を納付しておらず後悔したから、貴方は納付しておきなさい。」と、私自身が納付していなかった期間(A市在住期間)の国民年金保険料を手元にあった2万円から3万円程度の現金で、私と一緒にB市役所へ行って、一括して納付してくれた。その時の市役所が今の場所から道を挟んで西側にあった古い建物であったことや、窓口で義母が「これで全額ですか。」と尋ねたことを覚えている。義理の母も92歳ですが、当時のことをよく覚えており、間違い無く申立期間の国民年金保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者原票により、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料(1万9,050円)が一括納付されていることが確認できるものの、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料については、B市に転居し、長女が小学校に入学した以降に、手元にあった2万円から3万円程度の現金でさかのぼって一括納付したとしていることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、特例納付及び過年度納付によるものと考えられるが、申立期間において、申立人は、制度上も記録上も任意加入被保険者とされており、特例納付及び過年度納付の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をB市役所の窓口でさかのぼって一括納付したとしているが、同市役所によると、申立期間当時、過年度納付及び特例納付分の保険料を窓口で収納することは無かったとしており、申立内容と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年3月

私は、昭和63年3月30日付けでA社を退職し、翌日の3月31日からB社で勤務した。同社では社会保険の届出事務のため社会保険事務所の担当職員とは交流があった。入社して数か月後、知り合いの社会保険事務所職員が私の厚生年金保険被保険者期間を確認してくれた。この職員によると、私は、昭和63年3月の1か月間は厚生年金保険被保険者期間ではないので国民年金保険料を納付する必要があるが、社会保険事務所ではこの保険料を納付することはできないので、市役所で納付するようにとのことであった。

この保険料は、後日、金融機関で振り込んだと思う。保険料額がいくらだったのか、この時に国民年金手帳を受け取ったのかどうか覚えていないが、私は、確かに昭和63年3月分の保険料を納付したので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失から数か月後に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立期間の保険料を納付するために必要な国民年金手帳記号番号の払出しについて、当時の国民年金手帳記号番号払出簿及び市役所の収滞納一覧表を調査しても、申立人の氏名は確認できず、同手帳記号番号が申立人に対して払い出され、国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳や保険料額についての記憶が無く、保険料の納付方法についての記憶も定かではない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月から同年 7 月まで

私は、平成 2 年 4 月から同年 7 月まで A 市にある B 社で正社員として働いていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。勤務していたことは間違い無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 市で自営業を行っていた B 社に勤務していたとしているところ、社会保険事務所の保管する記録により、所在地の異なる同一名の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の状況を確認することができない上、登記簿謄本によると、当該事業所の業種は C 業ではないことから、当該事業所が申立人の勤務していた事業所であったと推認することができない。

また、申立人が給与の振込先としていたとする銀行口座の取引履歴では、申立期間当時、「甲」という会社からの給与とみられる入金記録が確認できるところ、申立人は「D 社で勤務していたかもしれない。」と供述するなど、申立人は、自身が当時勤務していた会社についての記憶が明確でない。

さらに、銀行口座の取引履歴により、申立人が申立期間当時、実際に勤務していたとみられる D 社の事務担当者は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料は無く、申立人が在籍していたかどうか不明であるとしている。

加えて、申立期間当時に D 社の本社に勤務していた者は、「私自身も同社に勤務した最初の数年間に係る厚生年金保険被保険者期間は無く、申立人のことも知らない。」としており、申立期間当時に同社に勤務していた他の者からも同様の証言が得られた上、申立人は、勤務していた期間が短期間であり、同社

における同僚の名前を記憶していないとしており、申立人の勤務状況及び勤務期間が明確でない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月29日から36年4月1日まで
② 昭和38年7月25日から40年5月1日まで

私は、昭和27年9月29日から44年12月31日までの間、継続してA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年9月29日から44年12月31日までの間、継続してA社に勤務していたとしているところ、申立人の当時についての詳細な記憶及び元同僚の証言から、申立人が継続してA社（法務局の商業登記簿によると、同社は、29年6月11日付けで設立し、43年4月30日付けで解散しているが、社会保険庁の記録上では、25年9月1日付けでB社として厚生年金保険の新規適用を受け、38年7月25日付けで適用事業所ではなくなっており、40年5月1日付けでC工場として新規適用を受け、48年12月26日付けで適用事業所ではなくなっている。）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、昭和25年9月1日付けでB社が厚生年金保険の新規適用を受けた際、社会保険事務所において最初に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿（35年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者までを管理）を見ると、当時、経理担当であった男性従業員及び工場作業を行っていた女性従業員の氏名は確認できるものの、事業主、当時同社において勤務していた事業主の家族（事業主の妻及び娘）及び当時事業主の家に住み込みで働き、商業登記簿において同社の監査役であった申立人の氏名は確認できない。

また、申立人は、「昭和36年4月から1年間については、事業主から厚生年金保険の適用を取り止めることとしたので、国民年金に加入するよう促され、従業員は国民年金に加入したものの、社会保険事務所の指導により1年後の37年4月から再度厚生年金保険の適用事業所となり、申立人も再び厚生年金保険の被保険者となった。」としているが、社会保険庁の記録によると、B社

は、昭和 36 年度においても継続して厚生年金保険の適用事業所であり、被保険者であった従業員は、当該期間においても継続して被保険者資格を有していることが確認でき、申立人の主張と相違する上、事業主及び事業主の妻については申立人同様、36 年度は国民年金の被保険者（事業主の娘は 20 歳前のため、国民年金の被保険者とはなれない。）であったことが確認できる。

さらに、社会保険庁の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険記号番号に欠番は無く、当該記録に不自然な点もみられないことから、申立期間①については、事業主は、経理担当の男性従業員及び工場作業担当の女性従業員については、厚生年金保険の加入手続をしていたが、事業主、事業主の家族及び当時事業主の家に住み込みで働き、監査役であった申立人等の役員については、厚生年金保険の被保険者としていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、当時、A 社において勤務していた事業主の娘によると、「昭和 38 年 6 月ごろ、従業員から、給与から控除される厚生年金保険料が高額なため、厚生年金保険の適用事業所とならないよう求められ、被保険者資格を全員喪失させたが、社会保険事務所の指導により、再度厚生年金保険の適用事業所となった。」としているところ、社会保険庁の記録によると、B 社は、38 年 7 月 25 日付けで厚生年金保険被保険者であった全員の資格を喪失させ、約 2 年後の 40 年 5 月 1 日付けで C 工場として厚生年金保険を新規適用し、従業員に資格取得させていることが確認でき、事業主の娘の証言と概ね一致する。

また、社会保険庁の記録によると、A 社において継続勤務している従業員のうち 1 人については、申立期間②において国民年金に加入し、再び同社が厚生年金保険の新規適用を受けるまでの間、途切れること無く国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったにもかかわらず、事業主が従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い上、事業主の娘は、「厚生年金保険に加入していなかった期間（申立期間②）において、従業員の給与から保険料を控除することは無かった。」旨の供述をしている。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から61年6月まで
A社で勤務していました。会社には50人くらいおりました。勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していたと主張しているものの、事業所の名称、所在地及び同僚についての記憶はあいまいである。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録によれば、A社での加入記録は確認できないものの、一方で昭和56年9月14日から59年6月25日までの期間はB社、60年4月5日から平成4年10月31日までの期間はC社において、それぞれ被保険者期間が確認できる。しかし、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の昭和51年5月から57年3月までの期間及び同年7月から61年3月までの期間は、国民年金の保険料の申請免除期間となっていることが確認できる上、申立人が居住しているD市における国民健康保険の記録によると、43年8月5日から平成20年4月2日までの期間は、同市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 12 月 1 日から父の故郷にある A 社で、同社の寮に住み込みで働いていたが、後に私同様、住み込みで働いた妹の厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 10 月 1 日までの間、A 社(現在は、B 社)において勤務していたとしているところ、同社を退職後に申立人と結婚した元夫によると、「期間についての記憶は定かでないが、申立人は確かに勤務していた。」としており、申立人が同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社によると、申立期間に係る人事記録等は現存せず、申立人を厚生年金保険の被保険者として雇用していたか否かの確認ができないとしている上、元同僚は、「従業員は正規採用者と臨時採用者に区分され、正規採用者は厚生年金保険に加入していたが、臨時採用者は加入していなかった。」旨の供述をしている。

また、申立期間当時、A 社に勤務していた複数の元同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、勤務期間及び勤務状況等について確認することができない。

さらに、A 社が労働者年金保険(昭和 19 年 6 月以降は厚生年金保険)の新規適用を受けた 17 年 1 月に作成され、社会保険庁が保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同社において勤務し始めたとする 20 年 12 月 1 日の約半年後の 21 年 5 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員までが記載されていることが確認できるが、同名簿に申立人の氏

名の記載は無い上、同年 11 月 27 日に書き換えられた健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、同年 6 月 28 日に被保険者資格を取得した申立人の妹、同年 7 月 16 日に同資格を取得した元夫の氏名の記載は確認できるものの、申立人の氏名の記載は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月から29年7月まで
② 昭和29年11月から30年8月まで

私は、昭和28年12月から29年7月までの間（申立期間①）は、A事業所で、同年11月から30年8月までの間（申立期間②）は、B事業所で働いていた。24年から約2年間働いたC事業所と同条件で雇用されたはずなのに、両事業所における厚生年金保険被保険者期間の記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年から約2年間働いたC事業所と同条件でA事業所及びB事業所において雇用されたとしているが、駐留アメリカ軍の関連施設の従業員に係る労務管理を行っていた特別調達庁（昭和37年11月1日に防衛庁防衛施設局となり、平成19年9月1日には防衛省地方防衛局となる。）によると、当該従業員については、国からの委任を受けて都道府県が雇用する場合（厚生年金保険を適用）と駐留アメリカ軍が直接雇用する場合（厚生年金保険の適用については不明）があったとしており、申立人が接収住宅と同一の雇用条件で両社において雇用されていたか否かについては定かでない。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間①に勤務していたとするA事業所については、申立人が同社を退職して約4年後の昭和32年3月15日付けで「A事業所」として厚生年金保険の任意包括被保険者資格の新規適用を受けていることが確認できるものの、それ以前にA事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、申立期間②に勤務していたとするB事業所については、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

さらに、厚生年金保険が適用されている駐留アメリカ軍関連施設は、各都道

府県の「渉外労務管理事務所」等の名称により適用事業所となっていることから考えると、「A事業所」として適用事業所となっている同事業所及び適用事業所としての記録の無いB事業所の従業員については、駐留アメリカ軍により直接雇用されていたものと推認できる上、申立人は、両社に勤務していた当時の同僚に関する記憶は明確ではなく、勤務状況等についての供述を得ることもできない。

加えて、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から同年 5 月まで

大学卒業後、A市に本社があるB社に就職し、社長から会社の現状説明を受け、当分の間、C市にある事業所で現場の仕事内容を勉強してほしいと言われ、50歳前後の女性と35歳前後の男性がいる事業所で勤務していた。勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況についての詳細な証言等から、申立人がC市にあったB社の事業所に勤務していたことは推認できるものの、事業主は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないため、申立人が同社に在籍していたことが確認できないとしている。

また、社会保険事務所が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員を把握し、これらの者に確認したが、申立人のことを記憶しているとの証言は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、B社で厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、厚生年金保険被保険者番号の払出日を確認できる者については、資格取得日より、2か月から3か月後に被保険者番号が払い出されていることが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から確認できることから、同社では、従業員の入社後すぐには厚生年金保険の手続を行っていなかったものと推測される。

加えて、申立人は、当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認するこ

とができない上、当時、給与計算及び社会保険関係手続を担当していた者は既に死亡しているため、当時の状況を確認することもできない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を推認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 11 日から 44 年 8 月 30 日まで
② 昭和 45 年 6 月 9 日から 47 年 9 月 29 日まで

私は、平成 17 年に郵送されてきた「年金加入記録のお知らせ」の内容を確認したところ、備考欄に「脱退手当金 昭和 40 年 3 月 11 日～47 年 9 月 29 日」と記載されている上、事業所名の欄に、この期間に勤務していた A 社と B 社についての記載が無いことに気づいた。

社会保険事務所に文書で照会すると、上記の事業所に係る脱退手当金 5 万 5,485 円が昭和 48 年 1 月 30 日に支給されていると回答された。私は、脱退手当金を受給した覚えは無いので電話で抗議したが、受け付けてもらえず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している「脱退手当金裁定請求書」には申立人の署名・押印があり、脱退手当金の請求が行われたことが確認できる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 48 年 1 月 30 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月1日から43年2月28日まで
申立期間においてA社には間違い無く勤めていました。同社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人が申立てに係る事業所であるA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、事務をしていた元従業員は、「アルバイトやパートの制度もあり厚生年金保険に加入しない人もいました。」と証言しており、複数の元同僚も同様の証言をしている。

また、元同僚からは、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該事業所は申立人に関する当時の関係資料を保存していないことから、申立期間における申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されておらず、当該記録に不自然な点は見当たらない上、当該期間における申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から平成 7 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 9 月 6 日から平成 13 年 11 月 30 日までの間に 3 回 A 社に勤めているが、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 13 年 11 月 30 日まで勤務した期間のうち 7 年 8 月 1 日以前の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における 3 回目の勤務は、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 13 年 11 月 30 日までの間であったとしているところ、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、被保険者期間が昭和 54 年 11 月 25 日から平成 13 年 11 月 30 日までの間であったことが確認でき、申立期間においても同事務所において勤務していたものと認められる。

しかしながら、A 社が保管する昭和 63 年 8 月及び平成 6 年 7 月に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に申立人の氏名は無く、平成 8 年 7 月に係る同届を見ると、申立人が平成 7 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を新規取得した旨の記載が確認でき、申立人が申立期間においては、厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所に届け出られていなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、A 社の給与計算等を行っていた税理士事務所によると、申立人について詳細に記憶しており、申立人は、勤務開始からしばらくの間、厚生年金保険の被保険者となることを希望しなかったとしている上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無についての記憶は定かでないとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月9日から27年8月1日まで
② 昭和30年5月20日から31年5月8日まで

私は、A社で、昭和25年5月1日から35年10月30日まで働いていた。

A社は、昭和31年ごろ、B社に身売りしたが、継続して就労していたにもかかわらず、2回も厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、A社において継続して勤務していたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立期間①より前の厚生年金保険被保険者期間（昭和25年5月1日から26年12月9日まで）と申立期間①より後の被保険者期間（27年8月1日から30年5月20日まで）とでは、厚生年金保険の記号番号が異なっていることから、申立人が申立期間においても継続して厚生年金被保険者として加入していたとは考え難い。

また、社会保険庁のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①の約8か月間に延べ770人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人の氏名は確認できず、健康保険記号番号に欠番等の不自然な点も見られない。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、A社は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（昭和30年5月20日）の翌日の同年5月21日付けで従業員全員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させており、同社がB社として厚生年金保険の新規適用を受ける同年9月1日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険庁のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、

厚生年金保険の新規適用日（昭和 30 年 9 月 1 日）から申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得する昭和 31 年 5 月 8 日までの間に、延べ 330 人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人の氏名は確認できず、健康保険記号番号に欠番等の不自然な点も見られない。

さらに、申立人が申立期間②において継続して A 社から B 社に移ったと記憶する元同僚についての社会保険庁の記録を見ると、申立人同様、B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得するまでに数か月間の空白期間があることが確認でき、事業主が従業員に係る厚生年金保険被保険者資格を順次取得させていたことがうかがえるものの、当該元同僚はすべて死亡しており、当時の厚生年金保険の加入状況及び申立人の勤務状況等について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 16 日から 46 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 8 月 21 日から 46 年 9 月 30 日までの間、継続して A 社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると、最初の 2 か月間しか厚生年金保険被保険者期間が無いとされており納得できない。

また、将来の年金受給額を増やすため、昭和 45 年 11 月 16 日に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、申立期間の厚生年金保険被保険者期間を回復の上、重複納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 8 月 21 日から長男が生まれる直前の 46 年 9 月 30 日までの間、継続して A 社において勤務していたとしているところ、事業主及び複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間においても継続して勤務していたものと推認できる。

しかしながら、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録を見ると、申立人の被保険者期間が昭和 45 年 8 月 21 日から同年 10 月 15 日までの間であったことが確認でき、社会保険庁の記録と一致している上、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者原票においても、申立人が資格喪失して約 2 週間後の同月 28 日に社会保険事務所から社会保険庁に対して資格喪失が進達されていることが確認できるなど、一連の記録に不自然な点は見られない。

また、A 社によると、当時の資料については既に廃棄しており、社会保険の詳細については不明としている上、申立人の元同僚に確認しても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては不明としている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。